

処分年月日	2025 年 10 月 10 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する 協会員又は金融商 品仲介業者の名称	三井住友信託銀行株式会社
法令等違反行為の 概要	【インサイダー取引】 当該協会員の元外務員甲は、所属部署の社員がインサイダー情報を取得した場合に報告を受ける立場にあったところ、上場株式 X の発行会社（以下「X 社」という）の役職員がその職務に関し、X 社の親会社（公開買付者）からの伝達により公開買付の事実を知り、当該 X 社の役職員から、当社社員が職務上、当該公開買付の事実の伝達を受けたことにより、甲は、同社員から X 社の公開買付に係る情報の報告を受けた。この時、甲は、「インサイダー取引により利益を上げられる」、「市場の中で多くの取引が行われているために一個人の取引は見つからないだろう」と考えたことから、証券会社を介して、自己の名義で、複数回にわたり X 社株式を買い付け、当該公開買付の事実が公表された後に売却し、売買益を享受した。 甲は、その後も同様に、職務上、上場株式 2 銘柄の公開買付の事実を知り、インサイダー取引を行って、売買益を享受した。 また、甲は、上記行為の他、投機的売買（金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 12 号該当）及び自己の信用取引（「協会員の従業員に関する規則」第 7 条第 4 号該当）の法令等違反行為も行っている。
発見の端緒	その他
参考情報	当該協会員では、再発防止策として、主に以下の対応を実施予定である。 ・インサイダー情報等を取得する機会の多い部署に所属する社員及び一定以上の管理職に対して、定期的な株式等の取引履歴等のモニタリングを導入。 ・インサイダー情報管理システムを導入し、インサイダー情報への不必要なアクセスの有無等のモニタリングを実施。